

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 職員退職手当に関する規程

(平成25年12月24日制定)

沿革 平成27年 3月30日議決 平成27年 9月28日議決
平成29年12月15日議決

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会職員退職手当に関する規程(平成18年2月20日制定)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会(以下「本会」という。)における、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会就業規程(以下「就業規程」という。)第2条第1項及び第2項に規定する職員(以下「職員」という。)の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 職員(再就職職員等を除く。)は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が定める全国社会福祉団体職員退職手当積立基金(以下「全社協退職手当積立基金」という。)に加入するものとし、当該団体が定める約款及び第3条からの規定を準用し退職手当を支給する。

2 職員(再就職職員等を除く。)が、独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済(以下「福祉医療機構退職共済」という。)に加入している場合、当該団体が定める約款により退職手当を支給する。

3 再就職職員等は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会退職手当共済(以下「渋川市社協退職共済」という。)に加入するものとし、1年以上勤務して退職又は死亡した場合に、第3条からの規定により退職手当を支給する。

(支給額)

第3条 渋川市社協退職共済は、退職の日における給料月額に地域手当の月額を加え、次の各号に定める勤務期間により区分した割合及び勤務期間を乗じて得た額の合計額を退職手当として支給するものとする。

(1) 1年以上9年以下の勤務期間 100分の60

(2) 10年以上の勤務期間 100分の75

(支給事由)

第4条 職員が就業規程第39条、第41条及び第44条の事由により退職又は死亡した場合、全社協退職手当積立基金、福祉医療機構退職共済及び渋川市社協退職共済における約款等の定めにより退職手当又は死亡一時金を支給する。

(勤務期間)

第5条 退職手当の支給に係る勤務期間については、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの年数とする。

- 2 前項に規定する勤務期間のうち就業規程第37条に規定する休職及びこれに準ずる事由により勤務しない月（勤務する日が1以上あった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を勤務期間から除くものとする。ただし、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会育児休業及び介護休業等に関する規程に定める育児休業、介護休業、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務及び短時間勤務については、この限りでない。
- 3 前2項の規定により計算した期間に1年未満の端数がある場合、その端数は切り捨て、勤務期間に含まないものとする。ただし、全社協退職手当積立基金における勤務期間の取り扱いについてはこの限りでない。
- 4 欠勤日がある月は、勤務期間に含まないものとする。
- 5 渋川市社協退職共済については、1年未満の端数の合計が12か月となる場合、1年として勤務期間に加えることができるものとする。

（支給制限）

第6条 全社協退職手当積立基金、福祉医療機構退職共済及び渋川市社協退職共済は、就業規程第55条の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分を受けた職員には支給しないものとし、解雇又は死亡後に就業規程第55条の規定に該当する事由が判明した場合も同様とする。

（掛金及び積立金）

第7条 職員の退職手当の原資にあてるため、次の各号により掛金の納付及び積立金の積み立てを本会負担において行うものとする。

- (1) 全社協退職手当積立基金については、当該団体が定める約款及び第5条に規定する勤務期間により計算した掛金を納付するものとする。
- (2) 福祉医療機構退職共済については、当該団体が定める約款により計算した掛金を納付するものとする。
- (3) 渋川市社協退職共済については、第5条に規定する勤務期間における給料月額に地域手当の月額を加え、1000分の57を乗じて得た額を毎年度末までに積み立てるものとする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。